

高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

(1) 要件確認書

様式1「要件確認書」に記載の上、提出してください。
 なお、要件確認書は審査対象とはなりません。

(2) 企画提案書

提出書類の名称及び内容、規格及び制限枚数並びに提出部数を次表に示します。
 企画提案書は、次表の(0)から(6)までをステープラで左2箇所留めし、袋綴じしたものを1部にして、次表記載の部数を提出してください。

No.	提出書類の名称及び内容	規格及び制限枚数	提出部数
(0)	【表紙】	【様式2】 A3用紙、1枚まで	正本1部 副本8部 + PDFファイル
(1)	【テーマやコンセプト】 全体的なテーマや作成コンセプト等を記した説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(2)	【遊具の構成要素】 全体パース、各遊具の説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、15枚まで	
(3)	【維持管理】 維持管理に関する説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、4枚まで	
(4)	【安全に対する配慮】 子供が安全に遊べるよう配慮した部分に関する説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、5枚まで	
(5)	【独自提案】 より魅力的な遊具広場となる独自の提案内容が分かる資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、5枚まで	
(6)	【見積経費】	【様式任意】 A3用紙、1枚まで	

2 提出方法

- (1) 正本1部及び副本8部は、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）で提出してください。
- (2) PDFファイルは、4の担当者のメールアドレスまで送信してください。ファイルの容量が大きい場合は、インターネットの大容量ファイル送信用サービスを利用する等して送信してください。

3 提出期限

令和3年10月11日(月)17時（必着）
 ※この期限までに提出書類のすべての提出がないものは、受付をすることができませんのでご注意ください。

4 提出先及びお問い合わせ先

高知県競馬組合事務局総務企画課 井上
 住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
 電話：088-841-5123

電子メール：m.inoue@keiba.or.jp

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受け付けされたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

ア 事業の目的

高知県競馬組合が運営する高知競馬場では、昭和60年の開場以来、初めての大規模な改修工事を進めており、令和3年度はその第2期に当たり、スタンドや厩舎の整備と併せて外構の整備を計画している。

本件は、この計画の一環として、老朽化した遊具も全面的に更新し、子ども達がのびのびと遊ぶことができる最新かつ発達支援に優れた遊具を整備することで、高知競馬場の魅力の向上を図ることを目的とする。

イ 事業の効果

他の施設改善計画に併せて実施し、高知競馬場のイメージアップを図るとともに、親子連れを含めた高知競馬場来場者の増加を図る。

(2) 特に提案を求めるポイント

ア 子供が遊びたくなるような魅力的な遊具があること。

イ 遊具広場全体に、テーマや思想があり、全体的に調和の取れたデザインとすること。

ウ 子供の保護者が、落ち着いて子供を見守ることができるよう、荷物置場、ベンチ、日差し除け等の確保に工夫が見られること。

(3) 提案書に記述する内容

ア (2)を踏まえて、別途定める高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル審査要領を参考に、各項目をできる限り具体的に記述すること。

イ 専門用語は極力用いないこと。やむを得ず用いる場合でも必要最小限の使用に留め、注釈を記載する等、平易な表現に努めること。

ウ 文字だけの説明ではなく、図及び画像等を使用し、内容のイメージが湧きやすい企画提案書にすること。

エ 契約時に履行できないと思われるような誇張した記述や、様々な意味に解釈されるような紛らわしい記述は避けること。

7 留意事項

(1) 企画提案書は、1参加者につき1提案とします。

(2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(3) 提出された企画提案書が次のア又はイに該当するときは無効となる場合があります。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等がこの要領の規定に適合しないもの

(4) 審査委員会では50型テレビ及びHDMIケーブルを用意しますので、これらを使用してプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等の必要な物はお持ちください。

(5) 企画提案書は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。

(6) 成果品については、高知県競馬組合の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、高知県競馬組合自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は高知県の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとします。